

## 社会復帰促進等事業について

## 論点案

**【論点①】** 保険給付と労働者向けの社会復帰促進等事業の給付との関係（役割分担）をどのように考えるのか。

- ✓ 保険給付と特別支給金との関係
- ✓ 保険給付と特別支給金以外の社会復帰促進等事業との関係
- ✓ 特別支給金とその他の社会復帰促進等事業との関係

**【論点②】** 社会復帰促進等事業の給付（対労働者等）に係る審査請求についてどのように考えるか。

**【論点③】** 労働者等に対する特別支給金について、労災就学援護費等と同様に処分性を認めてよいか。

# 【論点①】 保険給付と社会復帰促進等事業の給付との関係

## 制度概要・経緯

- 労災保険制度では、被災労働者等への保険給付に加え、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的に（第1条）、「社会復帰促進等事業」（第29条）を実施している。
- 現在の社会復帰促進等事業の前身である「労働福祉事業」は、労働基準法等に定められている事業主責任の履行の促進に資する事業として創設されたが、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等において、特別会計改革の一環として「廃止も含め徹底的な見直し」を行うことされ、労働福祉事業見直し検討会（平成18年）に於ける検討を経て、事業の位置づけを以下のとおり整理した。
  - （1）被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
  - （2）被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
  - （3）保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）なお、この際、従来、「労働条件確保事業」とされた事業のうち、未払賃金立替払事業については（3）の事業と位置づけられた。
- 上記を踏まえた平成19年改正において、名称を「労働福祉事業」から「社会復帰促進等事業」に改めた。

（参考）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

事業の種類	保険給付との関係	具体的な事業 ※下線は支給対象者が被災労働者や家族・遺族以外の事業
社会復帰を促進するために必要な事業 （法29条1項1号）	給付事業と一体的に行われるべきもの	義肢等補装具費、外科後処置、アフターケア及び通院費、労災はり・きゆう特別援護措置、振動障害社会復帰援護金、頭頸部外傷症候群等に対する機能回復援護、 <u>（独）健安機構運営費、CO中毒患者に係る特別対策事業、労災疾病臨床研究事業費補助金</u>
被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業 （法29条1項2号）	災害補償給付を補完するもの	労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金、CO特措法に基づく介護料、特別支給金（特別支給一時金、ボーナス特別支給金） 労災ケアサポート事業経費、労災診療被災労働者援護事業補助事業費
労働者の安全及び衛生の確保の事業 （法29条1項3号）	保険給付を抑制し、保険給付事業の適正な運営に資するもの	未払賃金立替払事務実施費 <u>過労死等防止対策推進経費、安全衛生啓発指導等経費、職業病予防対策の推進、じん肺等対策事業、職場における受動喫煙対策事業</u> 等

# 社会復帰促進等事業の給付の性質～特別支給金の位置づけ（1）～

## 1. 特別支給金制度創設の経緯①

- 特別支給金制度は、昭和49年に、関連する公的諸給付の展望、労使間の上積みの動向等も踏まえて創設されたものであるが、その存在は過渡的なもので、今後検討の余地があるものとされていた。

### 【昭和50年2月28日付け都道府県労働基準局労災主務課長あて労働省労働基準局労災管理課長事務連絡「特別支給金について」】

#### I 背景

特別支給金制度の背景としては、昭和四十年代に入って給付の引上げについて労働者側の要求が高まり、使用者側の対応と相まって労使間の「上積み給付」が普及しつつあること、自賠保険の保険金額の引上げが進んだこと、公害健康被害補償法が制定されたこと等がある。

#### II 経緯

今回の制度改善については、上記背景のほかILO勧告第121号の内容が一つの目安になっているが、これを直接考慮した保険給付自体の引上げは障害補償年金及び遺族補償年金のみについて行い、労働不能補償としての休業補償給付及び長期傷病補償給付の年金については、勧告の水準（賃金の66% 2/3）にあわせた引上げをするよりも、労使間の「上積み」の実勢を考慮して実質的に賃金の80%相当額になるように特別支給金を加給することとした。また、障害者及び遺族についても、給付の引上げのほか、労使間における上積みの動向を考慮して一時金の特別支給金を加給することとした。

**このような改善方法をとつたのは、関連する公的諸給付の展望、労使間の上積みの動向等、なお流動的な情勢を考慮する必要があつたこと、給付改善の問題を単に給付率の引上げの問題として扱う前に、給付の仕組み等について合理化を図るべき点がないかどうか総合的に検討する必要があつたこと等、改善の範囲や内容について自ら過渡的制約を免れない情勢にあつたためである。**

**したがって、特別支給金の性格、位置づけ等についても、情勢の推移と相まって今後の検討にまつべき点があることはいうまでもない。**

#### III 趣旨等

特別支給金の支給は、労災保険法第23条に基づき、被災労働者及びその遺族の福祉に必要な施設として行われるものであり、他の保険施設と同様に、災害補償たる保険給付と相まって被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨のものである。

その性格は、災害補償そのものではなく、休業特別支給金及び長期傷病特別支給金にあつては療養生活援金の色彩、障害特別支給金にあつては、治療後の生活転換援護金の色彩、遺族特別支給金にあつては、遺族見舞金の色彩がそれぞれ濃いものといえることができる。

他面、その支給事由、支給額等から明らかなように、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果をもつものといえることができる。

#### IV 上積みとの関係

特別支給金との関係において企業内「上積み」をどう扱うかの問題は、本来、労使間で自主的に処理すべきものであり、また、それぞれの「上積み」の目的、性格、機能等が具体的にどのようなものか、労使間における問題状況はどうか等々によつて処理の仕方も異なると思われるが、あまり観念的な性格論、建前論に走るよりは、具体的なケースの問題として、両者の支給事由、支給額、受給者等に照らし、そのままでは「上積み」が結果的に不合理、不公正、不均衡をきたすようなケースが生じうるとすれば、少くともそれを避けることができるような調整方法を労使間で考えておくのが实际的であろう。

# 特別支給金の位置づけ（2）

## 1. 特別支給金制度創設の経緯②

○ ボーナス特別支給金は、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことなどを踏まえ、昭和52年に創設された。

【厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」 p885-886】

特別支給一時金制度の趣旨については、制度が設けられた当時、次のような説明がなされている（昭50・1・4基発第2号、昭55・12・5基発第673号）。

特別支給金の支給は、労災保険法第23条（現行：第29条）に基づき、被災労働者及びその遺族の福祉に必要な施設として行われるものであり、他の保険施設（現行 社会復帰促進等事業）と同様に、災害補償たる保険給付と相まって被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨のものである。

その性格は、災害補償そのものではなく、休業特別支給金にあつては療養生活援護金の色彩、障害特別支給金にあつては治ゆ後の生活転換援護金の色彩、遺族特別支給金にあつては遺族見舞金の色彩がそれぞれ濃いものといえることができる。

他面、その支給事由、支給額等から明らかなように、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を持つものといえることができる。

一方、ボーナス特別支給金については、このボーナス等特別給与を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるように保険給付に上積み支給されるものであり、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないのを、わが国の賃金慣行を考慮して実質的に補完し、労働者の稼得能力をより適切に給付に反映していこうとする趣旨のものであるといえることができる。

## 2 種類の特別支給金について

## 保険給付と特別支給金の関係図

特別支給一時金

ボーナス特別支給金

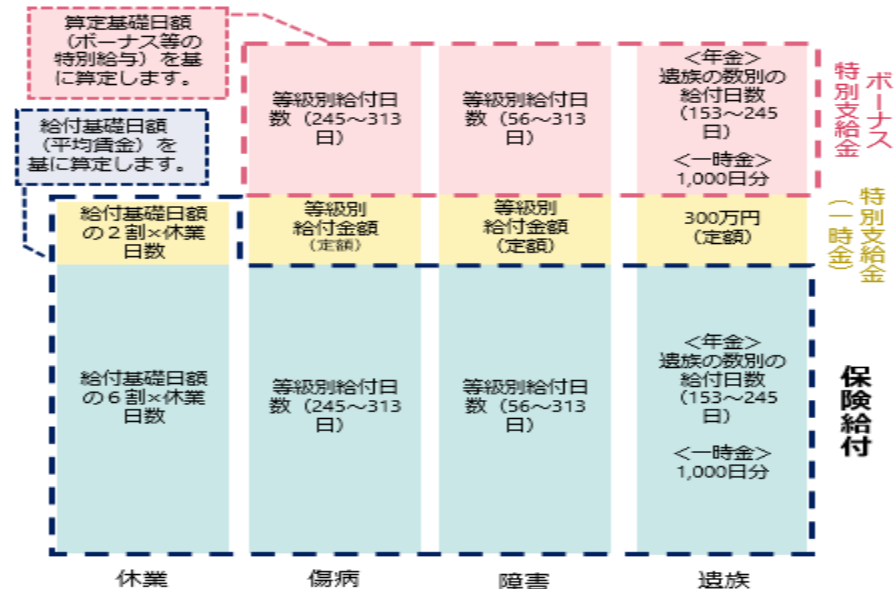
- ・ 休業特別支給金  
(給付基礎日額の2割)
- ・ 障害特別支給金  
(8万円～342万円)
- ・ 遺族特別支給金  
(一律300万円)
- ・ 傷病特別支給金  
(100万円～114万円)
- ・ 障害特別年金  
(障害等級第1～7級：  
算定基礎日額 131日分～313日分)
- ・ 障害特別一時金  
(障害等級第8～14級：  
算定基礎日額 56日分～503日分)
- ・ 遺族特別年金  
(遺族数に応じ：  
算定基礎日額 153日分～245日分)
- ・ 遺族特別一時金  
(一律、算定基礎日額 1,000日分)
- ・ 傷病特別年金  
(傷病等級第1～3級：  
算定基礎日額 245日分～313日分)

○ 特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治ゆ後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。

○ 現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を持つ。

○ 給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。

○ 算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前1年間に支払われた給与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。



# 特別支給金の位置づけ（3）

## 2. 損害賠償との調整に係る判例

- 使用者が支払った損害賠償から被災労働者が受け取った特別支給金を控除することの可否が争われた過去の判例（コック食品事件）では、特別支給金はその性質が保険給付とは異なることから、損害賠償との相殺の対象にならない旨判示している。

### 【最高裁判所平成8年2月23日（平成6年（オ）第992号）（抄）】

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）による保険給付は、使用者の労働基準法上の災害補償義務を政府が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）によって保険給付の形式で行うものであり、業務災害又は通勤災害による労働者の損害をてん補する性質を有するから、保険給付の原因となる事故が使用者の行為によって生じた場合につき、政府が保険給付をしたときは、労働基準法84条2項の類推適用により、使用者はその給付の価額の限度で労働者に対する損害賠償の責めを免れると解され（最高裁昭和50年（オ）第621号同52年10月25日第三小法廷判決・民集31巻6号836頁参照）、使用者の損害賠償義務の履行と年金給付との調整に関する規定（法64条、平成2年法律第40号による改正前の法67条）も設けられている。また、保険給付の原因となる事故が第三者の行為によって生じた場合につき、政府が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者の第三者に対する損害賠償請求権を取得し、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができる旨定められている（法12条の4）。他方、政府は、労災保険により、被災労働者に対し、休業特別支給金、障害特別支給金等の特別支給金を支給する（労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号））が、右特別支給金の支給は、労働福祉事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものであり（平成7年法律第35号による改正前の法23条1項2号、同規則1条）、使用者又は第三者の損害賠償義務の履行と特別支給金の支給との関係について、保険給付の場合における前記各規定と同趣旨の定めはない。このような保険給付と特別支給金との差異を考慮すると、特別支給金が被災労働者の損害をてん補する性質を有するということとはできず、したがって、被災労働者が労災保険から受領した特別支給金をその損害額から控除することはできないというべきである。

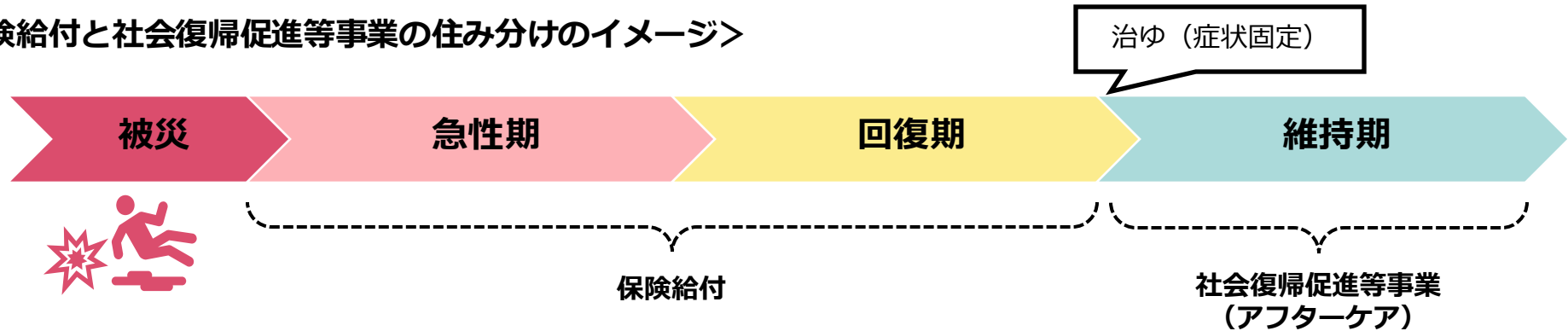
以上によれば、被上告人が労災保険から受領した休業特別支給金及び障害特別支給金をその損害額から控除すべきでないとした原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

# 療養（補償）等給付とアフターケア

## 現状

- 運動機能回復を目的とするリハビリテーションは、「急性期」、「回復期」に実施される。
- 労災保険においては、
  - ・ 「急性期」及び「回復期」に、基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法に位置づけ、療養（補償）等給付としてリハビリテーションを実施している。
  - ・ 「維持期」においては、リハビリテーションそのものを実施することはできないが、日常生活の維持・改善を目的とする保健指導等を、社会復帰促進等事業として「アフターケア制度」を実施することとしている。

## <保険給付と社会復帰促進等事業の住み分けのイメージ>



労災保険において傷病が治ったときとは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態をいい、この状態を「治ゆ」（症状固定）として取り扱っている。

## 【急性期・回復期と維持期における給付の違い】

- 労災保険法は、その目的として「労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行」うことと「労働者の社会復帰の促進…（中略）…を図」ることの双方を規定しているところ、この点を踏まえ、「急性期」及び「回復期」のリハビリテーションは、被災から症状固定までの時期に行われるという点で、迅速な保険給付として位置付けられている。
- 一方で、「維持期」に実施するアフターケア制度については、症状固定後の被災労働者の円滑な社会復帰を目指すという点で、保険給付とは別個の社会復帰促進等事業として位置付けられている。

# 【論点②】社会復帰促進等事業の給付に係る審査請求の在り方

## 1. 社会復帰促進等事業の処分性について

- 平成15年の判決（下記参照）を踏まえ、**労災就学援護費と同様の性質を有するとされる社会復帰促進等事業については、処分性があるものとされた。**（平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」、平成26年7月10日付け基発0710第5号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について）
- また、社会復帰促進等事業に係る審査請求に対する行政不服審査会の答申（平成29年度答申第28号）等において、処分性のある社会復帰促進等事業の実施について厚生労働省令で定める必要がある旨の指摘がなされたことを踏まえ、**上記通達において処分性があると整理されている社会復帰促進等事業については、令和2年に労災則に規定が設けられた**（令和2年厚生労働省令第70号）。

## 2. 就学援護費に関する判例

- 従来、社会復帰促進等事業は保険給付とは異なり処分性がないものと取り扱ってきたが、平成15年の最高裁判決によって社会復帰促進等事業の一つである労災就学援護費に処分性があると判決がなされた。

### 【最高裁判所平成15年9月4日（平成11年（行ヒ）第99号）（抄）】

法23条1項2号は、政府は、労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し、同条2項は、労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。これを受けて、労働省令である労働者災害補償保険法施行規則（平成12年労働省令第2号による改正前のもの）1条3項は、労災就学援護費の支給に関する事務は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。そして、「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達（昭和45年10月27日基発第774号）は、労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上、その別添「労災就学等援護費支給要綱」において、労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めており、所定の要件を具備する者に対し、所定額の労災就学援護費を支給すること、労災就学援護費の支給を受けようとする者は、労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず、同署長は、同申請書を受け取ったときは、支給、不支給等を決定し、その旨を申請者に通知しなければならないこととされている。

このような労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして、被災労働者又はその遺族は、上記のとおり、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、**具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するもの**といわなければならない。

そうすると、**労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分**に当たるものと解するのが相当である。



### 3. 労働者等向けの社会復帰促進等事業の現状

執行額・支給件数はR4年度実績

制度名 ◎は処分性があるとされているもの。		概要	執行額 (百万円)	支給実績
◎	<b>義肢等補装具費</b> （労災則第25条）	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	3,324	(実人員) 義肢:4,741人 旅費:93人
◎	<b>外科後処置</b> （労災則第26条）	外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの	28	(実人員) 処置:65人 旅費:6人
◎	<b>アフターケア</b> （労災則第28条）、 <b>アフターケア通院費</b> （労災則第29条）	症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	2,932	アフターケア: 355,654件 通院費: 6,528件
◎	<b>労災はり・きゆう施術特別援護措置</b> （労災則第27条）、 <b>振動障害者社会復帰援護金</b> （労災則第30条）、 <b>頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護</b> （労災則第31条）	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	290	はり・きゆう: 145件 振動障害: 227件 頭頸部:0件
◎	<b>労災就学援護費</b> （労災則第33条）、 <b>労災就労保育援護費</b> （労災則第34条）	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	2,061	(受給対象者数) 就学援護: 7,262人 就労保育: 266人
◎	<b>休業補償特別援護金</b> （労災則第35条）	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	1	30件
◎	<b>長期家族介護者援護金</b> （労災則第36条）	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。	47	47件
	<b>特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金）</b> （特支金則）	被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。	87,958	1,465,525件
	<b>一酸化炭素中毒特措法に基づく介護料支給費</b> （同規則）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	5	(実人員) 11人

# (検討) 社会復帰促進等事業の給付 (対労働者) に係る審査請求について

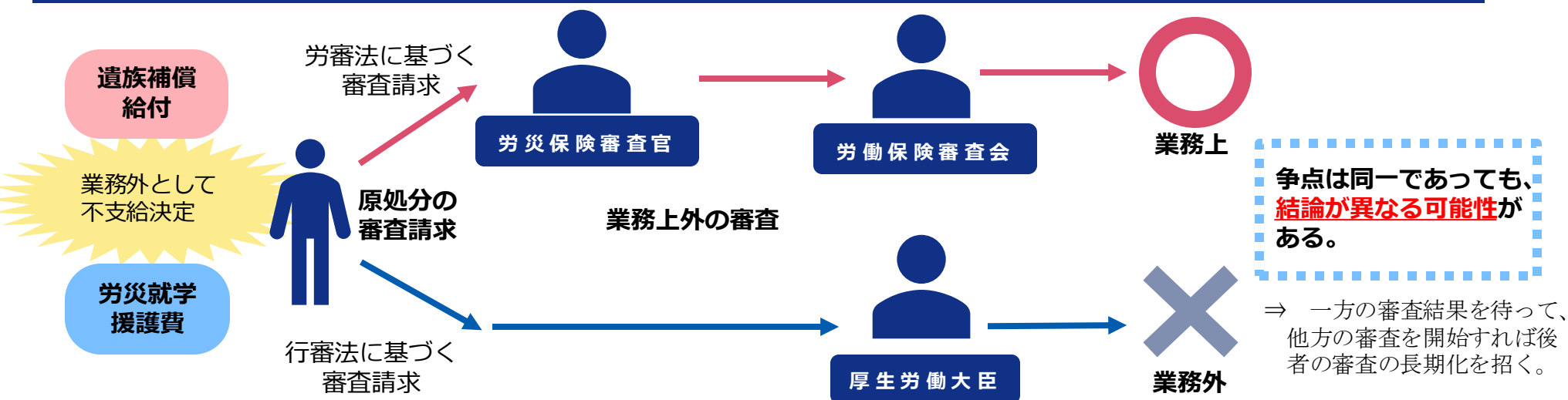
## 1. 現状

- 労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に関する決定については、行政不服審査法に基づく審査請求ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。（労災保険法第38条）

## 2. 課題

- 労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる組織で、異なる判断がなされ得る。仮に一方が棄却となり、一方が認容となれば、行政実務上の矛盾が生じかねない。  
（※）このような事例について、保険給付に係る審査請求又は再審査請求の裁決を待って社会復帰促進等事業に係る審査を進めるという対応をとれば、裁決までの期間が長期化する結果となる。
- 労災保険給付と社会復帰促進等事業の給付は、密接に関連した給付であるにもかかわらず、審査請求先が異なることで双方の連動した審査を速やかに行うことが困難となっている。

### 具体例：業務外を理由として遺族補償給付及び労災就学援護費が不支給決定された場合に想定される課題



# 【論点②】社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

## 総務省の答申

- 現行の社会復帰促進等事業に係る審査請求の在り方については、総務省行政不服審査会の答申において、以下のとおり指摘されている。

### 【令和3年7月26日付け総務省行政不服審査会令和3年度答申第23号（抄）】

当審査会は、本件と同様の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件についての令和元年度の答申（答申第15号、第41号及び第79号）において、次の指摘をしている（なお、最近の答申（令和2年度答申第89号、令和3年度答申第14号及び第17号）でも、同旨の指摘をしている。）。

ア（略）

イ 審査庁が上記アの運用を相当と考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。（略）

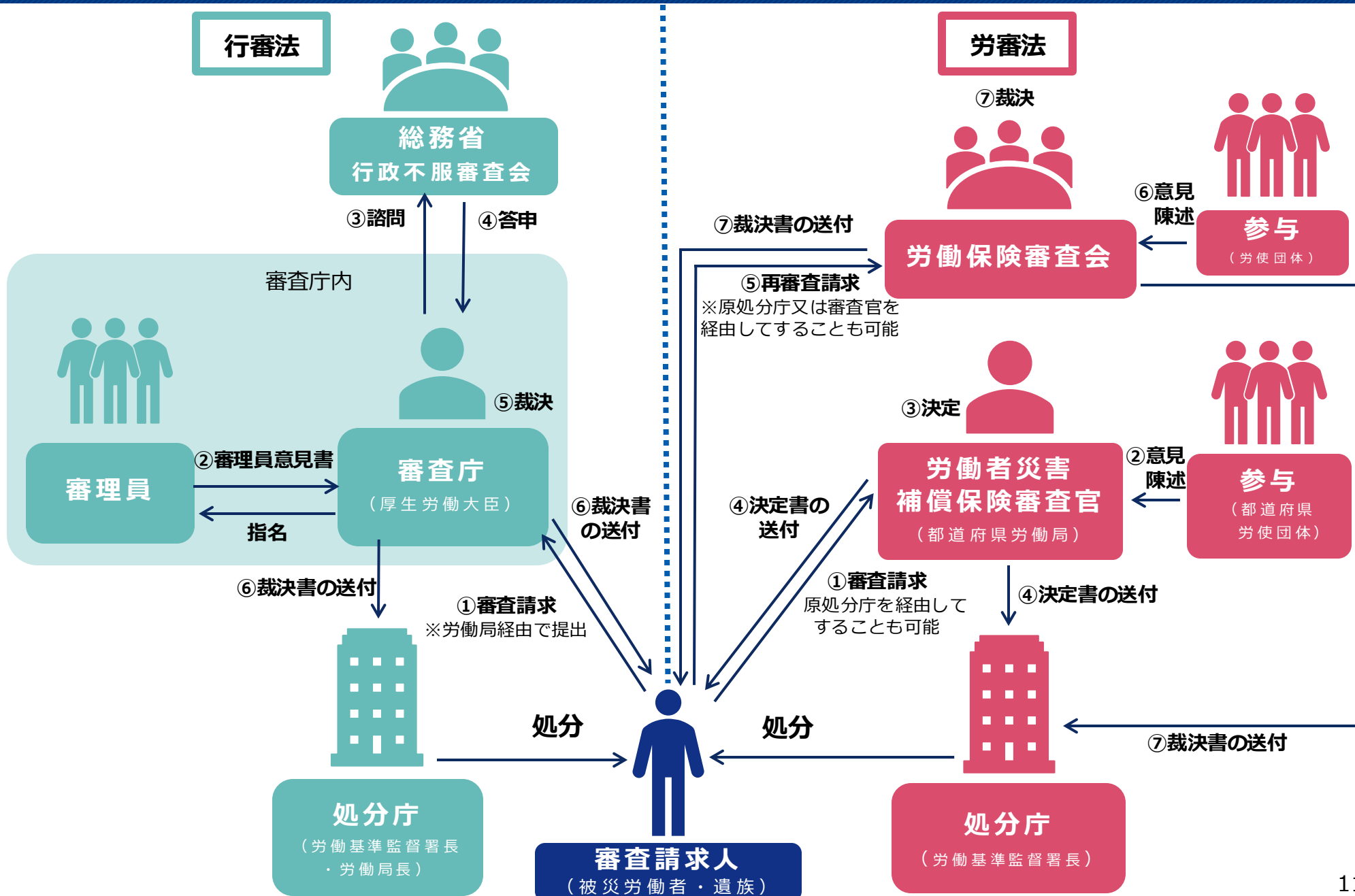
ウ（略）

しかし、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段と労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手段が別個に設けられていること自体が審査請求人の負担となっているのであるから、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段の中で争うことができる制度への変更を真剣に検討すべきである。

### 【令和3年11月5日付け総務省行政不服審査会令和3年度答申第45号（抄）】

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手段と労災就学援護費に係る審査請求の手段が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手段は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手段と労災就学援護費に係る審査請求の手段が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手段の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手段を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手段を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手段の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

# 【参考】社会復帰促進等事業及び保険給付に係る審査請求の流れ（行審法と労審法）



## 【論点③】労働者等に対する特別支給金について、労災就学援護費等と同様に処分性を認めてよいか。

- 特別支給金のうち、いわゆる特別支給一時金については、その支給要件が保険給付とほぼ同様に保険給付との随伴性が高いことから（※）、固有の不服の申し立てを認める理由に乏しくこれまで不服申立の対象として扱ってこなかった。
  - （※）具体的には、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金については、本体保険給付と同じく給付基礎日額を用いて算定されるため、仮に保険給付の審査請求により保険給付の業務上外の判断や障害等級、算定額について既存の決定が変更された場合、当該変更に伴い、特別支給金に係る算定額等も修正することとなる。
- 一方、特別支給金のうち、いわゆるボーナス特別支給金（障害特別年金・一時金、遺族特別年金・一時金、傷病特別年金）の支給額については、本体保険給付の算定には用いない「算定基礎日額」（※）を用いて算定することから、ボーナス算定基礎日額のみで不服がある者については、本体保険給付の労審法による審査請求において、これら特別支給金の支給額を実質的に争うことができない。
  - （※）「算定基礎日額」とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間に、その労働者が事業主から受けた特別給与（給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれない。）の総額(算定基礎年額)を365で割った額をいう。

特別支給金	いわゆる特別支給一時金	: 休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金
	いわゆるボーナス特別支給金	: 障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金

◆ 上記の状況を踏まえ、特別支給金についても処分性を認めるものとしてよいか。